

多摩市工事等成績評定の試行に関する実施細則

第1 趣旨

この実施細則は、多摩市請負工事及び委託業務の成績の評定の試行に関する要綱(令和5年多摩市告示第369号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、要綱第17条の規定に基づき、工事等の成績の評定(以下「評定」という。)の実施に際して必要な事項を定めるものとする。

第2 監督員評定の方法

- 1 監督員評定は、請負工事にあつては監督員工事成績評定報告書(第1号様式)により行い、委託業務にあつては評定対象となる工種に合わせて、監督員委託成績評定報告書(第2号様式から第4号様式までのいずれか)により行う。
- 2 評定点は、各様式の監督員工事成績項目別評定表又は監督員委託成績項目別評定表で評価対象項目の評価判定(優良・適正・不適)することにより算定する。
- 3 評価判定(優良・適正・不適)の判断に際しては、別表1を参考とする。
- 4 総括監督員、主任監督員、担当監督員を置く場合の監督員評定は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)評定対象の工事種別(土木、建築、電気及び機械の別をいう。以下同じ。)が一つの場合、主任監督員及び担当監督員の協議により評定を行い、担当監督員が項目別評定表を作成して総括監督員へ報告し、総括監督員は報告された評定を基に法令遵守等の評定を行った上で評定の集計を行うこと。
 - (2)評定対象の工事種別が複数の場合、各工事種別に主任監督員及び担当監督員の協議により評定を行い、各工事種別の直接工事費を基に各工事種別の評定点を加重平均したものを総括監督員へ報告し、総括監督員は報告された評定を基に法令遵守等の評定を行った上で評定点の集計を行うこと。
 - (3)前2号以外の場合は、監督員が協議し評定すること。
- 5 総括監督員を置かない場合は、前項における総括監督員の役割は主任監督員が担う。
- 6 委託に関しては、前各項の規定を準用する。

第3 検査員評定の方法

- 1 検査員評定は、請負工事にあつては、評定対象となる工事の工種に合わせて、検査員工事成績評定報告書(第5号様式から第8号様式までのいずれか)により行い、委託業務にあつては、検査員委託成績評定報告書(第9号様式)により行う。
- 2 評定点は、各様式の検査員工事成績項目別評定表又は検査員委託成績項目別評定表で評価対象項目の評価判定(良好(A)・普通(B)・不良(C))をすることにより算定する。
- 3 同一の検査において検査員が複数いる場合の検査員評定は、次に掲げるとおりとする。
 - (1)評定対象工事の工事種別が複数の場合は、各工事種別の検査員が評定を行い、各工事種別の直接工事費を基に各工事種別の評定点を加重平均(小数点以下第2位は四捨五入)して評定すること。

(2) 評価対象工事の工事種別が一つの場合は、検査員が協議して評価すること。

(3) 前2号以外の場合は、検査員が協議して評価すること。

第4 総合評定点の算出

契約主管課長は、工事等主管課長及び検査主管課長から報告された工事成績評価報告書に基づき、当該工事等の総合評定点を、工事成績総合評価表(第12号様式)、委託成績総合評価表(第13号様式)又は監理委託成績総合評価表(第14号様式)により算出する。

成績評価結果の評価基準は、別表2のとおりとする。

第5 評価結果の通知

要綱第9条の規定による評価結果の通知は、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約主管課長は、前条で算出した総合評定点を受注者に通知する。

(2) 請負工事にあつては、工事成績評価通知書(第10号様式)に工事成績総合評価表を添付して受注者に通知する。

(3) 委託業務にあつては、委託成績評価通知書(第11号様式)に委託成績総合評価表又は監理委託成績総合評価表(第14号様式)を添付して通知する。

(4) 受注者への通知は、完了検査終了後(手直し検査がある場合は、手直し検査終了後とする。)14日以内を原則とする。

第6 説明請求に対する回答

要綱第11条第2項に定める説明請求に対する回答は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工事に関する説明請求に関しては、監督員工事成績評価報告書の監督員工事成績項目別評価表及び検査員工事成績評価報告書の検査員工事成績項目別評価表の該当部分を、工事・委託成績評価に関する説明請求書に対する説明書(第16号様式。以下「説明請求に対する説明書」という。)に添付する。

(2) 委託に関する説明請求に関しては、監督員委託成績評価報告書の監督員委託成績項目別評価表及び検査員委託成績評価報告書の検査員委託成績項目別評価表の該当部分を、説明請求に対する説明書に添付する。

(3) 説明請求に対する説明書の交付に際しては、受注者又は受託者に契約担当課の職員が交付する。

第7 評価通知書の再発行

第5の通知を行った評価については、工事成績評価通知書又は委託成績評価通知書の再発行は行わないものとする。なお、受注者等から再発行の要望を受けた場合は、保存されている原稿を閲覧させることができる。

第8 評価の修正

要綱第16条に規定により評価を修正した場合は、速やかに受注者等に工事成績評価通知書又は委託成績評価通知書をもって、修正した理由とともに通知する。

第9 様式

第8までに定めるもののほか、要綱に関する様式は、別表3のとおりとする。

附則

この実施細則は、令和6年4月1日から施行する。

評価項目	評定細目	優 良	適 正	不適(指示書・改善指示書の発出が必須)
施工体制	施工体制全般	<ul style="list-style-type: none"> ・施工体制又は施工管理体制が万全であり、適材適所に人員が配置され、責任と権限が明確化されるなど体制の確立に優れていた。 ・下請負人が優良で下請負契約も適切だった。 ・書類は、間違いや手直し等が無く、内容が優れており、かつ良く整理され、期日までに提出された。 	他の事項に該当しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・施工体制台帳又は施工体系図に不備があったか、現場の施工体制との不一致があった。 ・施工体制又は施工管理体制が不十分であった。 ・下請負人の能力が低い、或いは一括下請け負の可能性があった。 ・書類提出がしばしば遅れ、間違い、手直しがあった。
	配置技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・工事全体を十分に把握し、工事現場の運営が万全であった。 ・施工管理に関して技術的判断が優れていた。 ・監督員への報告や連絡を積極的に行い、発生した課題等に的確に対応していた。 ・現場運営に関し、創意工夫の提案を行う等の積極性が見られた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人等、配置技術者の職務の遂行に関して不適切な部分が見られた。 ・監督員への報告や連絡義務に怠りがあった。 ・現場把握が不十分で実質的関与がなかった。 ・配置技術者として技術や経験が不十分であった。 ・配置予定技術者と実際の配置技術者が一致していなかった。
	対 外 調 整	<ul style="list-style-type: none"> ・対外調整に関し、積極的かつ的確に対応して苦情等の発生を抑制し、発生した苦情等に対しては誠意を持って対応し、早期に解決した。 ・適切な周辺環境対策の実施により、円滑な工事進捗が図られた。 ・積極的に関連工事の調整に協力し、関連工事の円滑な進捗に寄与した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との調整に関して不手際があった。 ・周辺環境対策への努力(配慮)を怠り、第三者等からの苦情が多くあった。 ・発生した苦情への対応が不誠実であった。 ・苦情処理の報告及び折衝議事の作成を怠った。 ・関連工事の調整等に非協力的であった。

評価項目	評定細目	優 良	適 正	不適(指示書・改善指示書の発出が必須)
現場管理	安全衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教育が末端まで周知徹底されていた。 ・仮設、機械及び危険物の安全点検、周辺構造物(建物含む)への配慮等の事故の未然防止に対する取り組みが非常に優れており、かつ十分に機能していた。 ・保安施設の設置、点検が優れており、交通誘導員等の配置も十分かつ適切であった。 	他の事項に該当しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教育に関する記録が存在せず、安全教育の実施が確認できなかった。 ・安全管理に対する意識が低く、保安施設の設置、点検が不適切で交通誘導員の質・量とも不十分であった。 ・道路使用許可の条件を適切に履行せず、交通安全対策が不十分であった
	工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・工事全般にわたり工程計画が綿密に立てられ、各工種の関連についても整合が図られていた。 ・進捗状況に応じた工程の修正を適切に行った。 ・工程の進捗状況等を監督員に適時報告した。 ・各種制約に係る工程の短縮及び地元との調整の履行等、円滑な工事進捗に努めた。 ・土日祝日等、休日の確保を適切に図った 		<ul style="list-style-type: none"> ・工事全般にわたり工程計画が不十分なため、各工種間での連携がとれず、工事の進捗に支障をきたした。 ・状況変化への対応が不十分で、工程に影響が出た関連工事との調整が遅れがちで工事の進捗に支障をきたした。 ・自主的な工程管理が行われず、工事の進捗に支障をきたした。
施工	施工管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画は契約図書の内容が十分に反映されており、実態に合った優れたもので、工事も計画に基づいて行われた。 ・施工計画、施工図等は、現場条件を反映して独自の工夫が見られ、適切な施工に資するものであった。 	他の事項に該当しない。	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画の内容に不備が多くあり、数回の再提出があった。 ・契約図書の把握が不十分で、現場条件を踏まえない不適切な施工を行った。 ・計画に基づいた施工が行われなかった。
	品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・品質・形状等のバラツキが極めて少なかった。 ・品質管理に独自の工夫があり、模範的であった。 ・工事記録写真は内容・整理等が優れていた。 ・品質確保のための管理記録の内容が優れていた。 ・不可視部分の記録写真が全箇所、適切に記録されていた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・品質・形状にバラツキが多くあり、是正措置も取られていなかった。 ・工事材料の検査義務、工事記録の整理・保存等に怠りがあり、品質の確認ができなかった。 ・見本・工事記録写真等の記録に不備があった。 ・不可視部分の記録写真が記録されていなかった。
	出来栄	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上りが非常にきれいであり手直しが無かった。 ・出来形の管理図・管理表の内容が優れていた。 ・出来形・出来高が契約図書の内容を満足していた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・仕上り状況に不具合な箇所が多くあった。 ・出来形・外観に不適切な箇所があり手直しがあった。 ・出来形の管理図・管理表の内容に不備があった。

工事成績評定結果の評価基準

別表2-1

評価区分	評定点	評価内容
A	80点以上	他の模範となる優秀な工事
B	75点以上 80点未満	優良な工事
Cプラス	70点以上 75点未満	比較的良好な工事
C	65点以上 70点未満	標準的な工事
Cマイナス	60点以上 65点未満	改善すべき事項が多く、品質の確保がやや困難な工事
D	50点以上 60点未満	品質の確保が困難な工事
E	50点未満	契約の履行が危ぶまれる工事

委託成績評定結果の評価基準

別表2-2

評価区分	評定点	評価内容
A	85点以上	他の模範となる優秀な委託
B	75点以上 85点未満	優良な委託
C	65点以上 75点未満	標準的な委託
D	55点以上 65点未満	品質の確保が困難な委託
E	55点未満	契約の履行が危ぶまれる委託

工事・委託成績評定様式一覧(要綱 第2条関係)				
評定者	種別	様式名称	様式番号	評定対象
監督員	工事	監督員工事成績評定報告書	第1号様式	土木一式・建築一式(電気・機械)の請負工事
	委託	監督員委託成績評定報告書 (土木設計)	第2号様式	土木設計・計画策定・測量・地質調査・その他調査業務
		監督員委託成績評定報告書 (建築設計)	第3号様式	建築・電気・機械設備等の設計業務
		監督員委託成績評定報告書 (監理委託)	第4号様式	土木・建築工事に係る工事監理業務
検査員	工事	検査員工事成績評定報告書 (土木工事)	第5号様式	土木一式の請負工事
		検査員工事成績評定報告書 (建築工事)	第6号様式	建築一式の請負工事
		検査員工事成績評定報告書 (電気工事)	第7号様式	電気一式の請負工事
		検査員工事成績評定報告書 (機械工事)	第8号様式	機械一式の請負工事
	委託	検査員委託成績評定報告書	第9号様式	委託業務一般

多摩市請負工事及び委託業務の成績の評定に関する要綱関係様式一覧			
使用者	様式名称	様式番号	用途
総務契約課	工事成績評定通知書	第10号様式	第9条関係 受注者への評定点の通知の際に使用
	委託成績評定通知書	第11号様式	第9条関係 受注者への評定点の通知の際に使用
	工事成績総合評定表	第12号様式	第9条関係 請負工事における評定点のとりまとめの際に使用
	委託成績総合評定表	第13号様式	第9条関係 委託契約における評定点のとりまとめの際に使用
	監理委託成績総合評定表	第14号様式	第9条関係 監理委託業務契約における評定点のとりまとめの際に使用
受注者	工事・委託成績評定に関する説明請求書	第15号様式	第11条関係 受注者が評定点に疑義のある場合に説明を求める際に使用
総務契約課	工事・委託成績評定に関する説明請求書に対する説明書	第16号様式	第11条関係 受注者から説明を求められた案件に対する回答の際に使用
受注者	工事・委託成績評定に関する苦情申立書	第17号様式	第12条関係 受注者が評定点に関して苦情を申立てる際に使用
総務契約課	多摩市工事・委託成績評定苦情審査委員会付議要求書	第18号様式	第13条関係 評定点に関する苦情が申立てられた際に委員会への付議に使用
	多摩市工事・委託成績評定苦情審査委員会答申書	第19号様式	第13条関係 委員会が苦情申立てに関する討議結果を答申する際に使用
	工事・委託成績評定に関する苦情申立に対する回答書	第20号様式	第14条関係 受注者に対して委員会の答申内容を回答する際に使用
	業務改善要望書	第21号様式	第6条関係 成績評定の評価がマイナスの受注者に改善を促す際に使用